

令和元年 9 月遠野市議会定例会会議録（第 4 号）

令和元年 9 月 12 日（木曜日）

議事日程 第 4 号

令和元年 9 月 12 日（木曜日）午後 2 時開議

- 第 1 議案第 15 号 平成 30 年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 議案第 16 号 平成 30 年度遠野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 17 号 平成 30 年度遠野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 18 号 平成 30 年度遠野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 19 号 平成 30 年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 20 号 平成 30 年度遠野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 21 号 平成 30 年度遠野市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 22 号 平成 30 年度遠野市遠野東工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 23 号 平成 30 年度遠野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 10 議案第 24 号 平成 30 年度遠野市水道事業会計決算の認定について
- 策 11 議案第 25 号 遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 策 12 議案第 26 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 策 13 議案第 27 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定に

ついて

- 策 14 議案第 28 号 遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 策 15 議案第 29 号 遠野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 策 16 議案第 30 号 遠野市市有林造成基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 策 17 議案第 31 号 遠野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 議案第 32 号 遠野市営牧野条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 33 号 遠野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び遠野市保育料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 34 号 重要文化財千葉家住宅第 1 期保存修理工事の変更請負契約の締結について
- 第 21 議案第 35 号 市道路線の変更について
- 第 22 議案第 36 号 令和元年度遠野市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 37 号 令和元年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 38 号 令和元年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 39 号 令和元年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 40 号 令和元年度遠野市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 議案第 41 号 令和元年度遠野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 28 議案第 42 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 29 請願第 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 第 30 請願第 3 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 第 31 発議案第 3 号 高齢者の安全運転支援と

移動手段の確保を求める意見書の提出
について

第32 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 議案第15号 平成30年度遠野市
一般会計歳入歳出決算の認定についてから、
日程第10 議案第24号 平成30年度遠野市
水道事業会計決算の認定についてまで。
(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)
- 3 日程第11 議案第25号 遠野市会計年度任
用職員の給与等に関する条例の制定につ
いてから、
日程第27 議案第41号 令和元年度遠野市
下水道事業会計補正予算(第1号)まで。
(予算等審査特別委員長報告、質疑、討論、
採決)
- 4 日程第28 議案第42号 人権擁護委員の候
補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて
(提案理由の説明、採決)
- 5 日程第29 請願第2号 介護従事者の全国
を適用地域とした特定最賃の新設を求め
る請願
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 6 日程第30 請願第3号 看護師の全国を適
用地域とした特定最賃の新設を求める請
願
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 7 日程第31 発議案第3号 高齢者の安全運
転支援と移動手段の確保を求める意見書
の提出について
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 8 日程第32 議員の派遣について
- 9 閉 会

出席議員(18名)

- 1 番 小 松 正 真 君

- 2 番 佐々木 恵美子 君
- 3 番 菊 池 浩 士 君
- 4 番 佐々木 敦 緒 君
- 5 番 佐々木 僚 平 君
- 6 番 小 林 立 栄 君
- 7 番 菊 池 美 也 君
- 8 番 萩 野 幸 弘 君
- 9 番 瀧 本 孝 一 君
- 10 番 多 田 勉 君
- 11 番 菊 池 由 紀 夫 君
- 12 番 菊 池 巳 喜 男 君
- 13 番 照 井 文 雄 君
- 14 番 荒 川 栄 悦 君
- 15 番 安 部 重 幸 君
- 16 番 新 田 勝 見 君
- 17 番 佐々木 大 三 郎 君
- 18 番 浅 沼 幸 雄 君

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- | | |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 新 田 順 子 君 |
| 事 務 局 次 長 | 千 葉 芳 治 君 |
| 主 査 | 及 川 憲 司 君 |

説明のため出席した者

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 市 長 | 本 田 敏 秋 君 |
| 副 市 長 | 飛 内 雅 之 君 |
| 総務企画部長 | 佐 藤 浩 一 君 |
| 総務企画部
経営企画担当部長 | 菊 池 享 君 |
| 健康福祉部長兼健康福祉の里所長
兼地域包括支援センター所長 | 鈴 木 英 呂 君 |
| 子育て応援部長兼
総合食育課長 | 佐々木 一 富 君 |
| 産 業 部 長 | 中 村 光 一 君 |
| 産業部プロジェクト担当部長
兼六次産業室長 | 阿 部 順 郎 君 |
| 環境整備部長 | 奥 寺 国 博 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 鈴 木 純 子 君 |
| 消防本部消防長 | 菊 池 久 人 君 |
| 市民センター所長 | 小 向 浩 人 君 |
| 教育委員会事務局教育部長 | 澤 村 一 行 君 |

選挙管理委員会委員長 菊池光康君
教育長 菊池広親君
代表監査委員 佐藤サヨ子君
農業委員会会長 千葉勝義君

午後2時10分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 御苦労様です。これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（浅沼幸雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、決算特別委員長及び予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、教育民生常任委員長から請願審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、発議案1件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果についての報告書1件を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第15号平成30年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、

日程第10 議案第24号平成30年度遠野市水道事業会計決算の認定についてまで。

○議長（浅沼幸雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第15号平成30年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第24号平成30年度遠野市水道事業会計決算の認定についてまでの10件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。決

算特別委員長瀧本孝一君。

〔決算特別委員長瀧本孝一君登壇〕

○決算特別委員長（瀧本孝一君） 令和元年9月遠野市議会定例会において、決算特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に小林立栄君が選任されました。

これより、審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第15号から議案第24号までの10件であります。

議案第15号平成30年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査では、歳入において、市税の不納欠損額について、固定資産税に係る空き家の未収額について、保育料について、公共施設に設置されている自動販売機の使用料について、八幡墓園管理料についてなど、歳出においては、2款総務費では、ステップアップ職員研修事業費が前年度よりふえた要因について、総合交通対策事業費について、河川清掃の状況について、明るく安全なまち推進事業費に係る免許返納について、携帯電話等エリア整備事業に係る市内の不感地帯状況について、経営企画費負担金の内容について、遠野スタイル地域経営改革推進事業の検証について、広域連携推進事業の実績についてなど、3款民生費では、遠野スタイル結婚応援事業の成果について、地域医療環境整備事業費の内容についてなど、4款衛生費では、歯科健康診査の受診率について、がん検診の受診率及び有料部分について、ネット依存対策について、助産院ねっと・ゆりかご推進事業の成果の内容について、ごみダイエット事業に係る排出量の増加について、公害対策事業の河川水質調査について、新エネルギービジョン推進事業費の快適薪ストーブ購入助成事業交付金について、新エネルギービジョン推進事業費に係る遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例に基づく審議会開催内容等について、岩手中部広域行政組合負担金の増加の要因についてなど、5款労働費では、若者しごとサポート推進事業の実績について、生涯現役いきいき促進事業の実績

についてなど、6款農林水産業費では、農業委員会が把握する遊休農地等について、野生鳥獣害防止対策事業費に係る被害実態等について、わさび生産振興事業費について、農業次世代人材投資資金対象者への期間終了後の支援について、中山間地域いきいき暮らし活動支援事業費の実績について、耕畜連携推進事業の実績について、アスト重点推進品目栽培支援事業の実績について、いわて和牛中央育種組合負担金について、遠野ローカルベンチャー事業の効果について、六次産業化・地産地消推進事業費の産直ネットワーク集配システム構築業務委託料について、松くい虫対策の状況について、菌床しいたけ生産資材導入事業費の内容について、森林資源好循環加速化事業費の内容についてなど、7款商工費では、ふるさとの街賑わい創出事業費の空き家店舗改修事業費助成事業について、情報交流センター管理費の風力発電施設点検業務委託料について、遠野まちなか再生事業費に係る懇談会の開催内容について、商店街街路灯LED化促進事業費について、遠野まつりの日程の決め方について、遠野早池峰ふるさと学校の状況についてなど、8款土木費では、道の駅魅力アップ事業費に係る工事内容の確認について、市道管理に係る路肩草刈りについて、空き家の増減について、市営住宅管理費に係る長寿寿命化計画について、八幡地区公営住宅解体後の空き地の管理についてなど、9款消防費では、宮守出張所の職員体制について、消防団員の定数管理について、屯所等管理費のシロアリ駆除業務の内容について、同報系デジタル防災行政無線整備事業費の実施設業務委託料についてなど、10款教育費では、外国語指導助手招へい事業の効果について、学力向上対策事業の成果について、文化的景観保存事業費について、学校給食に係る保護者の負担額についてなど、また、特別会計の審査においては、議案第17号平成30年度遠野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、不納欠損の理由について、議案第18号平成30年度遠野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、現

場の人材不足の問題について、議案第19号平成30年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、宅内用機器の導入内容について、議案第24号平成30年度遠野市水道事業会計決算の認定については、水道事業の運営についてなど、活発な質疑が交わされました。

議案の採決においては、議案第15号は賛成多数、議案第16号から議案第24号は、全員の賛成をもって原案のとおり認定、または決定いたしました。

本委員会は、議長を除く全員で構成された委員会でありますので、審査の詳細については省略させていただきます。

以上、委員各位の御協力に感謝申し上げます、報告といたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。1番小松正真君。

〔1番小松正真君登壇〕

○1番（小松正真君） 小松正真でございます。平成30年度一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

平成30年度に木工団地のボイラーを、平成29年度には水光園のボイラーを、議会の承認なく、遠野バイオエナジー社から遠野市が寄附を受けたということに、私は疑問があります。

1つ目として、水光園のボイラーが、財産調書の物品欄に載っていません。水光園のボイラーは、附帯設備として、建屋の欄に記載済みだという御答弁でした。

「附帯設備」とは、建物に備えつけられた設備です。一般の住宅ならばキッチン、公共施設であればトイレや公衆電話などが、これに当たります。同じ意味で、「附属設備」という場合もあります。国税庁のホームページには、附属設備に当たらないものの一覧が載っており、お

風呂を沸かすボイラーは附属設備には当たらないと記載をされています。

ゆえに、ボイラーは附帯設備ではなく、建屋として調書に載っているという御答弁は見当違いであり、決算書の訂正が必要になります。

次に、決算特別委員会で、この寄附受けが条例及び地方自治法に則していない可能性について質問をいたしました。高価な建物や物品もしくは条件付きの取得は、議会の承認を得ることと、地方自治法に規定されております。

今回いただいた木工団地のボイラーの評価額は、1億8,000万円を超える、高価なものです。地方自治法の趣旨は、高価なものの寄附を受ける際には議会に相談しなければならないということです。したがって、議会の承認もなく高額な物品の寄附を受けることは、明らかに、地方自治法の趣旨に反しています。

市当局は、これらの行為が条例及び地方自治法に違反しないと考えていても、議会は独自にこれを検証し、議会としての結論を出さなくてはなりません。議会として正式な見解を出していない以上、条例や地方自治法に反する可能性のある決算に、無条件で賛成するべきではありません。

また、現在の当局の考え方は、「東京ドームのような高額な財産でも、議会の承認は必要なく、市長決裁で寄附を受けることができる」ということのように。本当に市長決裁だけで、議会の承認もなく、このように寄附を受けているのでしょうか。議会の承認がないということは、市民に対して説明をしないということです。

私は、決算の全てに、反対をしているわけではありません。しかし、この決算に賛成することが今後も議会の承認もなく市長の意思1つで高価な財産の寄附受けを認めることになっては、困るから、反対をしているのです。しっかりと、是々非々を、議論すべきだと思います。

私は、以上の理由により、今回の決算に反対をします。議員各位の責任ある判断をお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

12番菊池巳喜男君。

〔12番菊池巳喜男君登壇〕

○12番（菊池巳喜男君） 議案第15号平成30年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定について、遠野令和会を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたしたいと存じます。

その前に、決算審査に当たって最も力点を置かなければならないことは、予算全体が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうかであります。それによってどのように行政効果が発揮できたか、今後の行政運営においてどのような改善、工夫がなされるべきかであると考えております。

平成30年度予算は、財政健全化計画に基づいて「仕事、子育て、地域、まるごと予算」と位置づけられてまいりました。経常的経費の2%削減に取り組み、「仕事環境のさらなる発展」、「子育て環境の充実」、「小さな拠点づくりによる潤いのある暮らし」の3つを施策の重点に置いたものであったと思っております。そこで、先ほどの反対討論に対しまして賛成の立場で述べさせていただきます。

今回の決算審査において、チップボイラーの寄附と当該設備に係る維持管理費等が負担付きの寄附に該当するか否か、議会の議決事件に当たるか否かという議論がありましたが、議決事件として地方自治法第96条第1項第9号に規定されている「負担付きの寄附」とは、寄附を受ける際に一定の条件が付せられ、その条件に基づく義務の不履行の場合に当該寄附が解除されるようなものをいいます。また、寄附を受けるについて、今後、その維持管理費が相当必要であり、その負担が地方公共団体にかかることが予想されるような場合にあっても、「負担付き寄附」には当たらないという趣旨の行政実例があるということでございます。このことから、当該負担は「負担付き寄附」に当たらないことは明らかであり、手続上の不備は認められないというように考えられます。

また、水光園のチップボイラーに関しまして、関係法令に遵守し、財政調書に表示されて

いた「公有財産、物品」について計数等は正確であると、再度考えるところでございます。

よって、委員会で可決した平成30年度一般会計予算について、平成30年度中、適正に執行されたかどうか審議の主眼となるものでございましたが、決算特別委員会審議において不適切な予算の執行はなかったものと自分は理解しておりますので、賛成をあらわすものでございます。議員各位におかれましても、賛同をお願いしたいところでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 反対討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第15号については、分離して採決いたします。

議案第15号平成30年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第15号平成30年度遠野市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号から議案第24号までの9件を一括して採決いたします。採決は、表決システムにより行います。委員長報告は、議案第16号から議案第22号まで及び議案第24号については認定、議案第23号については可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボ

タンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第11 議案第25号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてから、

日程第27 議案第41号令和元年度遠野市下水道事業会計補正予算（第1号）まで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第11、議案第25号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてから日程第27、議案第41号令和元年度遠野市下水道事業会計補正予算（第1号）までの17件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。予算等審査特別委員長菊池美也君。

〔予算等審査特別委員長菊池美也君登壇〕

○予算等審査特別委員長（菊池美也君） 令和元年9月遠野市議会定例会において、予算等審査特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に菊池浩士君が互選されました。

本委員会に付託されました案件は、議案第25号から議案第41号までの17件であります。9月10日、11日に行った審査の経過と結果について御報告いたします。

審査の中で、議案第25号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、会計年度任用職員の定義についてなど、議案第28号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、地区センターを指定管理者に管理を行わせることができる施設に追加することについてなど、議案第29号遠野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、旧氏との併記についてなど、議案第30号遠野市

市有林造成基金条例の一部を改正する条例の制定については、貸付対象の地番についてなど、議案第34号重要文化財千葉家住宅第1期保存修理工事の変更請負契約の締結については、工事の変更内容についてなど、議案第35号市道路線の変更については、認定の内容についてなど、議案第36号令和元年度遠野市一般会計補正予算（第2号）については、歳入では20款諸収入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金についてなど、歳出、3款民生費では、わらすこの療育支事業費の内容について、保育所等運営事業費の内容について、児童扶養手当給付費の内容についてなど、6款農林水産業費では、農畜産物放射能被害対策費の原木しいたけほだ場除染業務委託料に係る除染対象者について、人・農地問題解決加速化推進事業費に係る人・農地プランについて、多面的機能支払事業費の歳出の増加に係る歳入との関わりについて、株式会社いわちく出資金について、森林資源好循環加速化事業費の遠野健康福祉の里チップボイラー整備の経緯についてなど、7款商工費では、遠野まちなか再生事業費の旧三田屋活用基本コンセプト等政策業務委託料の内容についてなど、8款土木費では、安心安全な道づくり事業費の内容についてなど、9款消防費では、消防防災施設等整備事業費の内容についてなど、10款教育費では、小学校管理費及び中学校管理費の備品購入費の内容について、通学対策費の減の内容について、学校図書を選定方法について、学びのまちづくり推進事業費の遠野市姉妹都市等交流事業実行委員会負担金の内容について、遠野文化研究センター運營業務委託料の内容についてなど、活発に議論されました。

その結果、議案第25号から議案第27号、議案第29号から議案第31号、議案第34号から議案第41号までの14件については全員の賛成、議案第28号、議案第32号、議案第33号については賛成多数をもって、それぞれ原案のとおり可決されました。

本委員会は、議長を除く全員で構成される特別委員会ですので、審査の詳細につきましては

省略させていただきます。

以上をもちまして、予算等審査特別委員会の報告といたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。16番新田勝見君。

〔16番新田勝見君登壇〕

○16番（新田勝見君） 私は、議案第28号市民センター条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

この条例は、各地区センター等を指定管理者に管理を行わせることができるという、そういうものですが、ただ単に「指定管理する」というものではなく、市行政改革推進基本方針の一環として行われるものであります。次には行政組織の見直しや行政区の再編につながっていくものであります。この条例の可決によって、より一層の官主導の改革が始まると思っています。

この条例によって、地区センターに市の正職員は、いなくなります。地区センターは地域づくりの拠点施設であることは、言うまでもありません。行政と地域をつなぐ役割もなくなります。むしろ、私は、人口減少によって、活動がやりにくくなってきています。もっと、太いパイプによって地域活動を支援するべきと思います。

また、誰と指定管理を結ぶのかも、はっきりしていません。この行政改革の方針も、議会においては、正式な説明とはなっておりません。

「あくまでも、たたき台」という説明でございます。それによつての議会内部での議論も足りないまま、この議案の提出となっております。

この条例の大切なことは、住民の合意形成であります。まだまだ地連協や自治会、あるいは行政区などで、今後の地域づくりはどうあればいいのか、じっくり考えてもいいのではないかと、住民なくして、活動はありません。住民の話し

合いが第一で、その課題について行政が支援していく。住民の話し合いによって、行政区の再編についても、どこの行政区と校区になるのかなど、行政区ごとに話し合いは必要であります。

いずれにしても、住民合意なくしての活動の活発化はあり得ません。市職員の意見を各地区センターに求めることは、考えられません。

私は、全てを否定するわけではありません。先に地区センターを指定管理する――一番先に指定管理を、地区センターを指定管理するのではなく、各行政区の課題や組織の見直しを十分図って、これなら市職員なしでも地域づくりはやっていけると、そういう確信のもとでなければならぬと思っております。

さまざまなことを考えますと、この条例の改正は、時期尚早。この行革の方針は、これまで、まだ住民に時間をかけて今後について話し合う時間が欲しいと思います。

以上のようなことから、以上のような視点から、この第28号議案について反対の討論といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。9番瀧本孝一君。

〔9番瀧本孝一君登壇〕

○9番（瀧本孝一君） 議案第28号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、遠野令和会を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、上程されている改正条例は、現在の地区センターをこれからの地域づくりにおける小さな拠点として、住民みずからの手による住民自治を実現するための入り口である指定管理者制度の導入を可能にするための「できる規定」の改正であるということを正しく理解しなければならぬと思っております。

この改正条例に、地区センターからの市職員の引き上げや行政への関与が薄まり地域力の衰退を懸念される反対者の心情もわからないわけではありませんが、誰もが認める、急激な少子高齢化に伴う人口減少社会、それに伴う地域力の低下・衰退による地域の限られた人材への役

職等の集中、人材不足などの問題に加え、生活インフラ等の撤退も大きな問題となってきている現実があります。

このような中で、これまでのように行政に依存して「誰かがやってくれるであろう」という意識の地域づくりから脱皮しなければ、ますます住民自治主体の地域づくりから取り残されてしまう懸念があります。これからの時代、自立的・持続的な地域づくりを模索しながら、これまで経験したことのない大きな社会構造の変革に対応していかなければなりません。

14年前の市村合併に際し、旧宮守村の地域づくりは、小さな自治会を単位とし、細かいところまで目が行き届いた地域づくりをしてきた自負がありましたが、それはそれとして、旧遠野市は地区センターを核とした地域づくりで、違いがありました。達曽部地区においては、私の先輩である当時の議員が、今の遠野市と同じような地域づくりをしなければならないとの思いから、いち早く地連協を立ち上げ、現在に至っていますが、小さな自治会の事務局として、その先輩議員とともに、長年にわたり一緒に地域づくりに携わってきた経験者として、指定管理者制度の導入ということは、深い感慨と、時代の大きな変遷を感じております。

今日の我が国は、官民を問わず困難な時代を迎えていることは誰の目にも確かなことではありますが、国、総務省を挙げて、この「小さな拠点づくり」を進めている現在、県内でも本市の取り組みは決して早くはありません。同規模の自治体をはじめ、危機感を持って小さな拠点づくりと指定管理者制度導入の取り組みを積極的に進めている自治体がどんどんふえている実態があります。

今議会一般質問においては、小さな拠点づくりや行政改革推進基本方針などへの質問に加え、予算委員会での、当市民センター条例に関し、活発な質疑が交わされたところでもあります。当局からは、しっかりと合意形成ができたところからの制度導入、地域の中に入って、しっかりと、丁寧に説明しながら理解を得る等、何度も

同——繰り返しの答弁がありました。それを受けて、今後の当局の取り組みを見きわめ、今後の行政区再編などの課題も含めて議論を交わし、チェックしながら、よりよい方向を目指していくのが、議会としての役割ではないでしょうか。

最後に、この言葉を引用させていただきます。

「ガバメント・オブ・ザ・ピープル、バイ・ザ・ピープル、フォー・ザ・ピープル」。人民の、人民による、人民のための政治。誰もがわかりとは思いますが、今から156年前の第16代アメリカ大統領エイブラハム・リンカーンがペンシルベニア州ゲティズバーグ演説の中で述べた言葉で、民主主義の精神を最もよく表現した言葉とされています。この「人民」というフレーズを「住民」という言葉に置きかえれば、「住民の、住民による、住民のための政治」、すなわち住民自治が民主主義の原点だということになります。

よって、議案第28号遠野市民センター条例の一部を改正する条例については、これから本市における地域づくり、住民自治組織活動の入り口につながる、極めて重要な——。

○議長（浅沼幸雄君） 発言を停止してください。

○9番（瀧本孝一君） はい、失礼しました。

○議長（浅沼幸雄君） 反対討論ありませんか。14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君） 私は、この市民センター条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

今、賛成討論者が、すばらしい、その民主主義の原則を説明されました。これは、まさしく、そのとおりだと。だけど、今まで、じゃあ住民第一、この自治会を大切に作る動きが当局にあったのかということがまず疑問にもなります。まあ、いろいろ考えてきたものもあるんですが、今のいい言葉を聞いてちょっと変わっていますけども。

やはり私は、一般質問で、小さな拠点による地域づくり、これは今後の遠野市の将来を担う

考え方、構想である。これをしっかり議論されないまま、条例だけが先行する。これは、おかしいと思います。やはり、しっかり議論され、おのおの自治会、自分の足場の位置で議論を重ね、これっていいことだなと、そういうふうにいこうじゃないかということが積み重ねられ、それが、まあ町単位で大きな合意になれば、そのときにこそ、確認できたときにこそ、初めて、条例の改正、これがあっていいんだと思います。「先に条例が改正してあるから早くやれ」、そういうものではないんだと思います。

やはり、基本の基本で、いかにその「住民の、住民による、住民のための」という部分がしっかりと担保されていたかということ、それに私も疑問が思います。やはり、時間をかけて、しっかりと話し合って、遠野市の将来、50年後、我々の子ども、孫、次の世代を担う人たちに、いい仕組みをつくって残していく、ここに議論をしなきゃない。その議論をさておいて、「条例をつくったから、すぐやれ」、これは余りにも、無謀です。

いずれ私も、前に話した、その反対討論者と同じ思いでございます。やはり、住民自治を確立する、従来の市民センター・地区センター構造を変える、これが遠野市の大きなターニングポイントになっていると思います。遠野市の将来の地域づくりに大きくかかわることです。私も一般質問で言いました。市長も、それも認めました。「市民と行政との対話が一番大事だ」、これは、こないだのその立派な大先生、安藤先生がおっしゃった言葉でもあります。市長も認めた。だったら、ここに徹底していかなきゃないんじゃないかと。

であれば、市民と行政の対話が大事であるとの認識があるなら、もっとゆっくり時間をかけましょうよ。で、市民に変化を求めるなら、行政も、まあ議会も、変わるべきだと思います。ここからスタートしていいんじゃないかなと思います。

以上で、その余りにも早急な条例改正には反対いたします。

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。
13番照井文雄君。

〔13番照井文雄君登壇〕

○13番（照井文雄君） 遠野令和会の照井文雄です。私は、議案28号を賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

平成27年から進めている地域の特性を生かしたまちづくりを市民の皆さんがどのように考えているのかを自由に聞くことで、我々議員もはっきり理解をしないまま、ことし4月に市民と議会との懇談会を開催しておりました。3班に分かれ、意見を聞いたところでもあります。

ある地域に行ったら、「遠野市のほうである程度具体案を出していただかないと、我々市民は意見を述べるのがなかなかできない」と言う市民もおりまして、ですから、今議会において当局からは、「この地域づくりを進めるために、市民に対して丁寧に説明をして、意見を聞き、市民の理解を得て、慎重に進めていきます」という答弁がありましたので、私は安心をしたところでもあります。

また、今回の遠野市民センター条例改正は、地区センターを指定管理者として市と契約を交わして、管理料や交付金、補助金等を支給し、特色ある地域づくりをそれぞれの地域で考え、活性化を図ることだと理解いたしました。

そこで、この条例改正は、指定管理者制度導入の第一段階であると考えられます。もし、この条例が来年4月1日にできていないとなると、混乱を生じるのではないかなど考えることから、私は今回、この条例改正に賛成するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） 反対討論ありませんか。
1番小松正真君。

〔1番小松正真君登壇〕

○1番（小松正真君） 小松正真でございます。議案第28号遠野市民センターの条例の一部改正、これに対して私も反対の討論をいたします。今回、条例改正の考え方のもとになっている小さな拠点づくりの構想の方針、予算等審査特別委員会での議論をお伺いをしていて、反対を決意

しました。

遠野市議会は、遠野市の最終議決機関です。

現在、小さな拠点づくりの方針が出てきておりますが、予算等審査特別委員会の中のやりとりで、この方針は今後、市民からの意見を聞いて、変わる可能性がある、とのことでした。先ほどお話ししたとおり、遠野市議会は遠野市の最終議決機関です。議会で議決した後に、条例の根拠になっている方針が変更されるということは、あってはいけません。議会には、当局の最終方針が上がるべきです。その最終方針を議会でしっかり議論して、修正し、本当の最終版にする。これが、最終議決機関の役割でございます。

「今回の方針はたたき台であることから、これから変わる可能性がある」、これは最終方針ではありませんので、議会で議論するに値しない内容であります。その小さな拠点の地域づくりの方針を根拠にする今回の条例改正については、同じく、遠野市議会として議論するに値をしません。

「できる規定」だからといって無条件に賛成することは、しては、いけません。もう一度、とまって、市民の声に耳を傾け、しっかりとした方針が出された後、本当の意味で、議会としての議論をするべきであります。

以上の理由をもって、本件に反対をいたします。議員各位の御賛同をよろしく願います。

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。
17番佐々木大三郎君。

〔17番佐々木大三郎君登壇〕

○17番（佐々木大三郎君） 佐々木大三郎でございます。私は、賛成の立場で討論を行います。

遠野市の現状は、少子高齢化と人口減少、財政難に歯どめがかからない状態が依然として続いております。このことによって、地域コミュニティや医療、福祉、農業など、日常生活の根幹を揺るがす事態の発生が危惧されます。まさに、待ったなしの状況なわけであります。

この打開策として今回、市当局から、地区セ

ンターの指定管理制度導入に関連して、小さな拠点による地域づくりの考え方が示され、現在、地域へ説明会が行われております。

このことに対する地域からの反応と御意見は、先ほどの反対討論にもありましたが、地域づくりの内容について、「一部の人にしか伝わっていない」とか「説明を受けても内容をよく理解できない」。さらには、「地域で有能な人材の確保は困難な状況にもある」、また「市にかわって行う行政サービスや公共施設の管理も難しい」といった不安や戸惑いの声が多数寄せられているのも、事実であります。

このことに対して、本議会での同僚議員からの一般質問に対する本田市長の答弁内容は、「地域に入って、しっかりと丁寧に説明を行い、地域住民からの理解と合意を得た上で順次進めてまいりたい」というものでありました。これは、私ども議員はもちろんのこと、市民に対して遠野テレビを通しての公約であると、私は受けとめております。また、飛内副市長も、予算委員会の中で、市長と同様の発言内容に加えて、必要であれば副市長みずからが地域へ出向いて、説明なり必要な対応を行ってまいりたいという発言がありました。

私は、この2人の御発言を、その場しのぎのものではないというふうに信じております。また、担当職員の皆さんの、誠意ある、言動にも、期待したいものであります。

したがいまして、当局の今後の行動内容と市民対応、そのやっている現状、現実について、しっかりと注視することとしまして、第28号議案について賛成するものであります。皆さんの御賛同をお願いします。

○議長（浅沼幸雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第28号、議案第32号、議案第33号については、それぞれ分離して採決いたし

ます。

議案第28号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第28号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号遠野市営牧野条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第32号遠野市営牧野条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号遠野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び遠野市保育料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第33号遠野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押し

てください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

これより、議案第25号から議案第27号まで及び議案第31号まで並びに議案第34号から議案第41号までの14件を一括して採決いたします。採決は、表決システムにより行います。各案件の委員長報告は、可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第28 議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第28、議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、令和元年9月遠野市議会定例会に追加して提出いたしました議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を御説明いたします。

人権擁護委員である林英道委員の任期が令和

元年12月31日で満了となることから、同氏を再び推薦しようとするものであります。

住所、遠野市大工町2番5号、氏名、林英道、生年月日、昭和25年4月7日。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号については、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、議事の順序を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。

お諮りします。議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第29 請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第29、請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長菊池美也君。

〔教育民生常任委員長菊池美也君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池美也君） 去る2月26日に開会された平成31年3月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され、継続審査の申し入れをし、これまで審査をしてきました請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についての審査結果を報告いたします。

この請願にある「特定最賃」とは、都道府県

別に決められる「最低賃金」とは違い、特定の職種ごとで全国統一に定められる賃金水準のことを指すものです。

請願第2号について、過日、当常任委員会が開催した介護従事者等との懇談会において意見を募ったところ、本請願に対し多様な議論が交わされたものの、総体的に願意に対して疑問が残るなどの意見が多かったことから、当常任委員会として、多数をもって不採択と決定したところであります。

以上であります。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願に対する委員長報告は、不採択であります。よって、請願について、採決します。本請願を採択することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成少数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

請願

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第30、請願第3号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長菊池美也君。

〔教育民生常任委員長菊池美也君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池美也君） 去る2月26日に開会された平成31年3月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され、継続審査の申し入れをし、これまで審査をしてきました請願第3号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願についての審査結果を報告いたします。

請願第3号について、過日、当常任委員会が開催した高齢者福祉事業者等との懇談会において意見を募ったところ、本請願に対し多様な議論が交わされたものの、総体的に願意に対して疑問が残るなどの意見が多かったことから、当常任委員会として、多数をもって不採択と決定したところであります。

以上であります。

○議長（浅沼幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。請願第3号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願に対する委員長報告は、不採択であります。よって、請願について、採決します。本請願を採択することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを

日程第30 請願第3号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める

押してください。（発言する者あり）

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成少数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

先ほど請願第3号について「採択します」と発言しましたが、「採決」の間違いでございました。訂正して、おわび申し上げます。

進みます。

日程第31 発議案第3号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第31、発議案第3号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。小林立栄君。

〔6番小林立栄君登壇〕

○6番（小林立栄君） 発議案第3号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について、提案理由を御説明いたします。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合が高まっています。

国は、改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけましたが、高齢運転者の安全対策及び安全運転支援のさらなる取り組みは、待ったなしの課題であります。

また、過疎地域を中心に「生活の足」として車が欠かせない高齢者が多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みであります。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動

手段の確保を進めるため、「安全運転サポート車」や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及と、高齢者を対象とした購入支援策の検討、「安全運転サポート車」に限定した免許の創設など、また、交通手段を持たない高齢者のためのコミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーなど、地域協働による公共交通空白地有償運送の導入について早急に取り組むことを強く要望するために、意見書を提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員長に提出するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第3号についてを採決いたします。採決は、表決システムにより行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、表決を締め切ります。採決を確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第3号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について
遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和元年9月12日

遠野市議会議長 浅沼幸雄様
提出者 遠野市議会議員 小林立栄

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合が高まっている。警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、高齢運転者の安全対策及び安全運転支援のさらなる取り組みは、待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に「生活の足」として車が欠かせない高齢者が多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
2. 「安全運転サポート車」に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
3. 交通手段をもたない高齢者が、日々の買い

物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入、介護サービスと輸送サービスの連携強化、地域協働による公共交通空白地有償運送の導入など、地域公共交通のさらなる充実を図ること。

4. 地方自治体などが行う、免許の自主返納時における公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月12日

岩手県遠野市議会議長 浅沼幸雄
提出先

内閣総理大臣 安倍晋三様
国土交通大臣 赤羽一嘉様
経済産業大臣 菅原一秀様
厚生労働大臣 加藤勝信様
総務大臣 高市早苗様
国家公安委員長 武田良太様

日程第32 議員の派遣について

○議長（浅沼幸雄君） 次に日程第32、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第167条の規定によりお手元に配付しております資料のとおり、岩手県市議会議長会議員研修会のため全議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、岩手県市議会議長会議員研修会のため議員を派遣することに決しました。

閉 会

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、令和元年9月遠野市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時24分 閉会